

契 約 の 内 容

契 約 年 月 日	令和7年7月25日
契 約 業 者 名	株式会社益田設計事務所
契 約 業 者 の 住 所	宮崎県都城市年見町18-2
業 務 の 名 称	横浜刑務所職員宿舎（3）等設計その2業務
業 務 場 所	神奈川県横浜市港南区港南4-534-1
業 務 種 別	建築関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要	設計意図伝達業務
業務期間（自）～（至）	令和7年7月28日 ～ 令和8年12月25日
契 約 金 額	¥9,570,000

随意契約理由書

契 約 業 者 名：株式会社益田設計事務所

業 務 の 名 称：横浜刑務所職員宿舎（３）等設計その２業務

随意契約理由：

本件業務は、令和７年７月から令和８年１２月にかけて新営工事を予定している横浜刑務所職員宿舎（３）等新営工事を円滑に実施することを目的として、工事の施工者等に対し、同工事に係る横浜刑務所職員宿舎等実施設計業務（以下「原設計業務」という。）の設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明及び工事材料・設備機器等の選定に関する検討・報告等を実施する設計意図伝達業務であり、原設計業務と密接不可分の関係であるとともに建築の品質を確保する上で重要な業務である。

そのため、本件業務を適切に行うためには、設計図書では完全に表現できない性質の情報を含め、本件業務の内容を熟知し、詳細な設計情報に精通しているとともに、原設計業務の管理技術者及び主任担当技術者と同じ技術者を本件業務で配置させる必要があることから、原設計業務の受注者である株式会社益田設計事務所（以下「当初設計業者」という。）以外の者が本件業務を行うことは現実的に極めて困難である。なお、当初設計業者以外の者が本件業務を行った場合、適切な設計意図伝達が行われず品質の低下を招くことが懸念される。

以上のことを考慮し、当初設計業者を契約の相手方に特定したもの。

（会計法第 29 条の 3 第 4 項、予決令第 102 条の 4 第 3 号）

予 定 価 格 調 書

金 9, 5 8 1, 0 0 0 円

(うち消費税相当額 871, 000 円)

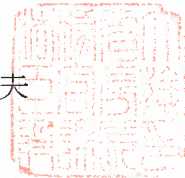
(入札書比較参考額 8, 710, 000 円)

ただし、横浜刑務所職員宿舎(3)等設計その2業務

令和7年7月15日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房施設課長 細 川 隆 夫



契約締結前：機密性 3 情報
契約締結後：機密性 1 情報

予 定 価 格 積 算 内 訳 書

業務名 横浜刑務所職員宿舎（3）等設計その2業務

法務省大臣官房施設課

業務内訳書

直接人件費	一式	3,606,850
諸経費	一式	3,967,535
技術料等経費	一式	1,127,805
特別経費	一式	7,810
業 務 価 格		一式 8,710,000
計画通知申請料 (非課税)	一式	0
消費税等相当額		871,000
業 務 費	一式	9,581,000

科目内訳書

No	名称	数量	直接人件費	備 考
			(円)	
1	設計業務等委託料	一式	3,606,850	
	計		3,606,850	